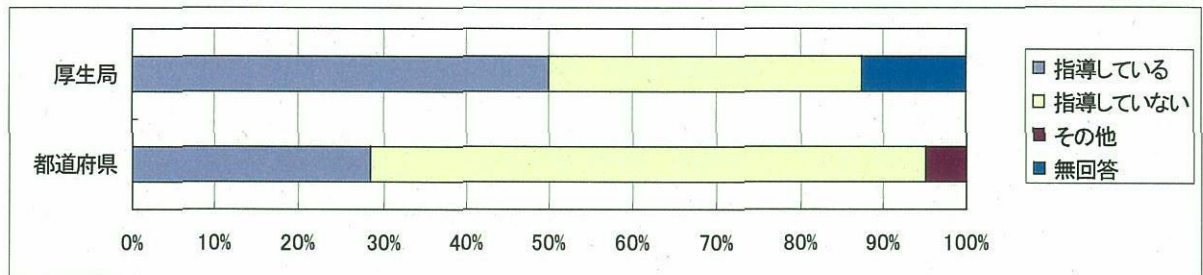


2 卒業の認定について

(1) 履修すべき授業時間数

ア 卒業の認定に関する指導状況

卒業に対する「指導を実施している」厚生局は4件（50.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



※

都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

主な指導内容として、

- ・学則等に生徒の進級又は卒業を認定する基準を明確にするよう指導
- ・文部科学省の卒業要件の出席授業割合は8割だが、その生徒はその分授業を受けていないので、規定の時間数を満たすよう補習を行うことを指導
- ・学則どおり運用するよう指導。学則どおりの運用が困難であれば、学則を見直すよう指導
- ・指導要領若しくは学則に規定する授業時間数に満たない生徒は補習を行うよう指導

をあげている。

イ 卒業の認定の状況

卒業を認めるための生徒が履修すべき授業時間数は、「総授業時間数と同時間の履修が必要」は76.0%、「学則で定めた総授業時間数を下回った場合でも試験等の成績考査により卒業を認める」は10.6%となっている。

